

韮崎市立病院介護医療院重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所の名称	韮崎市立病院介護医療院
所在地	山梨県韮崎市本町三丁目5番3号
連絡先	電話 0551-22-1221 (代表)
介護保険事業所番号	19B0900022
開設者	韮崎市長 内藤 久夫
管理者	病院長 井上 泰輔
入所定員	16名 (多床室16名)

2 事業所の定員・職員体制

職種	員数
医師	併設機関の医師が兼務
看護職員	入所者に対して6対1以上
介護職員	入所者に対して6対1以上
介護支援専門員	併設機関の職員が兼務
理学療法士・作業療法士	併設機関の職員が兼務
薬剤師	併設機関の職員が兼務
管理栄養士	併設機関の職員が兼務

3 事業の目的と運営の方針

当介護医療院では、長期にわたる療養を必要とされる要介護者に①療養上の管理、②看護、③医学的管理の下における介護、④機能訓練等を行うことにより要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めることを目指します。

この目的のため、入所者様に対する施設サービス計画書を、医師をはじめその他の関係職種の職員の協議によって作成します。作成にあたり入所者様及びご家族のご希望を十分取り入れ、計画の内容にご納得の上、同意いただくことにしております。

(1) 医療

介護医療院には、医師・看護職員が常駐していますので、入所者様の状態、要介護度に応じて適切な医療・看護を提供します。

(2) 介護

施設サービス計画書に基づいて下記の介護を実施します。

着替え、食事、排せつ、入浴等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添いなど。

種類	内容
食事	<p>○入所者様の心身の状況を考慮し、医師、管理栄養士、看護師等が作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整を行います。</p> <p>○入所者の病状に応じ、医師の指示により特別食となります。</p> <p>○自立の支援に考慮し、食事は病状や身体的に問題がない限り、できるだけ離床して食べていただくように支援介助を行います。</p> <p>○機能障害をお持ちの入所者様には、一口でも多く自力で摂取していただけるよう援助を行います。</p> <p>○管理栄養士の管理のもと、保温食器を使用し、適時、適温の食事を提供しています。</p> <p>○食事時間（配膳時間含む）</p> <p>朝食 7：30～ 8：30</p> <p>昼食 11：30～12：30</p> <p>夕食 18：00～19：00</p>
排せつ	<p>○入所者様の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに排せつの自立についても適切な援助を行います。</p> <p>○おむつを使用せざるを得ない場合には、心身及び活動状況に適したおむつを提供し、排せつ状況を踏まえて適切に交換します。</p>
入浴	<p>○週2回の入浴、入所者様の状態に応じては清拭等を行います。</p> <p>○入所者様の身体の状態に応じて機械を用いての入浴となる場合があります。</p>
離床 着替え シーツ交換 整容	<p>○寝たきり防止のため、毎日離床のお手伝いや体の向きを変える等、積極的に離床支援を行い、床ずれ防止に努めます。</p> <p>○必要に応じて着替えのお手伝いを行います。（汚れた場合はその都度）</p> <p>○シーツ、枕カバー、掛け布団のシーツ交換は週1回行います。（汚れた場合はその都度）</p> <p>○必要に応じて身の回りのお手伝いをします。</p>
口腔衛生	<p>○口腔の健康の保持を図り、状態に応じた口腔衛生の管理を行います。</p>
投薬	<p>○医師の許可のもと、看護師の指導を受けて、介護職員が内服薬服用の介助を行う場合があります。</p>

（3）機能訓練

食事・排せつ・歩行・移動などが機能障害によって不自由な方について、生活全体を通して一人ひとりにあった訓練を、医師、介護支援専門員、看護職員、介護職員、理学療法士・作業療法士等で話し合い実施します。

(4) レクリエーション

介護医療院では生活の潤いの一環として行っております。

4 施設の概要

当介護医療院は、**韮崎市国民健康保険韮崎市立病院の6階療養病棟内に併設する小規模介護医療院**です。**韮崎市立病院の施設・設備を共用**します。

施設全体	敷地面積	12,309㎡	
	延床面積	9,201㎡	
	建物構造	鉄筋コンクリート造（耐火構造）	
介護医療院	位置	韮崎市立病院6階	
	定員	16人	
	居室・定員・面積	617号室（4人部屋）	部屋面積34.2㎡（8.55㎡/人）
		622号室（4人部屋）	部屋面積34.2㎡（8.55㎡/人）
623号室（4人部屋）		部屋面積34.2㎡（8.55㎡/人）	
625号室（4人部屋）		部屋面積34.2㎡（8.55㎡/人）	
主な設備	食堂	病棟5階	
	談話室 レクリエーション室	病棟6階	
	機能訓練室	病棟1階	
	特殊浴室	病棟6階 特殊浴槽1台	

5 他機関・施設との結びつき

地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設やその他の保険医療サービス又は福祉サービスとの連携に努めます。

また、**韮崎市立病院**に入院し要介護状態で長期療養が必要となる方については、**病院との密接な連携により質の高いサービスの提供に努めます。**

(1) 併設病院への入院

入所者様の様態変化により医療的処置が必要となった場合、併設している**韮崎市国民健康保険韮崎市立病院（医療保険適用）**へ入院することも可能です。

(2) 歯科診療

協力歯科医療機関として、**韮崎市歯科医師会と契約**を行っております。希望者は看護職員にお申し付けください。

(3) 他施設の紹介

当介護医療院での対応が困難な状態になり、専門的な対応が必要になった場合には責任をもって他の機関を紹介いたします。

6 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、下記により対応します。

- (1) 入所者の救急処置と安全の確保
- (2) 施設内現場責任者等への報告
- (3) 家族への連絡・説明、市町村への連絡

なお、万一の事故に備え保険に加入しており、事故が起きた場合は、再発防止のため委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。

7 非常災害対策

当介護医療院での利用中に天災その他の災害が発生した場合、職員は入所者様の安全を最優先に適切な措置を講じられるよう韮崎市立病院防災関係マニュアルに従い対応します。また、業務継続の判断が必要となる自然災害や感染症の発生時については、早期に対応を協議し、別に定める業務継続計画に基づき適切な措置を講じます。なお、平時より非常災害を想定した訓練業務や日常点検業務を行います。

2 防火設備としてスプリンクラー設備、屋内消火栓の設置、停電時設備として自家発電装置を設置しています。

8 利用料金

当介護医療院の利用料及びその他の費用は、別紙料金表のとおりとします。

9 施設利用に当たっての留意事項

入所者様は、医師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員、薬剤師、理学療法士等などの指導による日課を励行し、共同療養生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めていただくこととします。

10 苦情等相談窓口

当施設でのサービスについて、ご不明な点、疑問、苦情等がございましたらご相談ください。責任をもって対応いたします。

韮崎市立病院介護医療院 0551-22-1221 (代表)

このほかに、次の機関へも苦情の申出・相談を行うことができます。

- (1) 保険者である市町村の介護保険担当
- (2) 山梨県国民健康保険団体連合会 055-223-2111

11 当介護医療院ご利用の際の留意事項

- (1) 入所者に対しての飲食物

入所者に対しての飲食物の提供はご遠慮ください。

(2) 居室、設備等の使用

施設内の居室、設備等は使用方法に従ってご利用ください。なお、これに反して毀損等生じた場合は、弁償していただきます。

(3) 迷惑行為

他の入所者の迷惑となるような行為は、ご遠慮ください。また、敷地内全面禁煙としていますので、喫煙はご遠慮ください。

(4) 所持品、現金の管理

現金、貴重品等は置かないようにお願いします。当院においては責任を負えませんのでご承知おきください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地
事業者（法人）名
代表者職・氏名 印

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者住所
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）
住所
本人との続柄
氏名 印